

長崎市監査公表第2号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

令和6年2月15日

長崎市監査委員	西本徳明
同	三谷利博
同	吉原孝
同	山本信幸



令和5年度

# 監査報告

## 財政援助団体等監査

大成NOMONグループ

南総合事務所 地域福祉課

文化観光部 観光政策課

教育総務部 生涯学習企画課

教育総務部 生涯学習施設課

長崎市監査委員

## 目 次

第1	監査の種類	1
第2	監査の対象	1
第3	監査の範囲	1
第4	監査の期間	1
第5	監査の着眼点	1
第6	監査の実施内容	1
第7	監査委員の除斥	1
第8	監査の結果	2
1	団体の概要	3
(1)	名称等について	3
(2)	設立目的について	3
(3)	構成団体について	3
(4)	事業について	3
2	財政援助等の内容（公の施設の指定管理）	3
(1)	施設の概要	3
(2)	指定管理の概要	5
(3)	管理運営体制	6
(4)	利用者数	6
(5)	収支決算状況	8
3	監査の結果	9
4	監査委員の意見	11

## 第1 監査の種類

財政援助団体等監査

## 第2 監査の対象

### 1 指定管理者

指定管理者名	公の施設		所管部局	所管課
大成NOMON グループ	長崎のもぞき恐竜パーク			
	構成 施設	恐竜広場	南総合事務所	地域福祉課
		長崎市軍艦島資料館	文化観光部	観光政策課
		長崎市野母崎文化センター	教育総務部	生涯学習企画課
長崎市恐竜博物館	生涯学習施設課			

## 第3 監査の範囲

令和4年度を中心とした公の施設の指定管理に係る出納その他の事務

## 第4 監査の期間

令和5年8月1日から令和6年1月29日まで

## 第5 監査の着眼点

### 1 主な着眼点

#### (1) 公の施設の指定管理

ア 所管部局関係 指定管理者の指定手続き、モニタリング状況

イ 団体関係 公の施設の管理状況、協定書の履行状況

## 第6 監査の実施内容

出納及びその他の事務の執行が適正に行われているかについて、関係書類を抽出により検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取し、現地調査を行った。

## 第7 監査委員の除斥

西本徳明監査委員は、令和3年4月1日から令和4年3月31日まで教育総務部長として在職していたため、地方自治法第199条の2の規定により、在職期間中の恐竜博物館及び野母崎文化センターに係る所管事項について除斥した。

## 第8 監査の結果

長崎市監査基準に基づき監査を行った。  
監査の結果は次に述べるとおりである。

## 1 団体の概要

### (1) 名称等について

- ア 名 称 大成NOMONグループ
- イ 所 在 地 長崎市葉山1丁目23番5号
- ウ 設立年月日 令和3年7月1日

### (2) 設立目的について

大成NOMONグループ（以下「NOMONグループ」という。）は、長崎のもぎき恐竜パーク指定管理者を共同連帯して運営することを目的としている。

- ア 長崎のもぎき恐竜パークの管理に関する業務
- イ アに付帯する業務（自主事業を含む）

### (3) 構成団体について

- |                     |               |
|---------------------|---------------|
| 大成不動産システム株式会社（代表団体） | 長崎市葉山1丁目23番5号 |
| 長崎ダイヤモンドスタッフ株式会社    | 長崎市淵町2番25号    |
| 富士ビル総合株式会社          | 長崎市恵美須町4番7号   |

### (4) 事業について

構成団体が行っている主な事業は、次のとおりである。

- ア 大成不動産システム株式会社  
ホテル・旅館の経営及び運營業務
- イ 長崎ダイヤモンドスタッフ株式会社  
労働者派遣業、有料職業紹介業、事務、翻訳等請負業
- ウ 富士ビル総合株式会社  
建築物総合管理業、建物維持管理に関する業務全般

## 2 財政援助等の内容（公の施設の指定管理）

### (1) 施設の概要

- ア 名 称 長崎のもぎき恐竜パーク
- イ 設置目的 野母崎地区において学習、文化、スポーツ及び地域交流の場を一体的に提供することにより、市内外の人々の来訪及び市民の活動を促し、もつて地域の活性化及び観光の振興に資するため。
- ウ 所 在 地 長崎市野母町

## エ 構成施設

### (ア) 恐竜広場

#### a 恐竜パーク体育館

(a) 建物概要 鉄筋コンクリート造

(b) 施設概要 アリーナ、トレーニング室、ミーティング室、事務室

#### b 恐竜パークインフォメーションセンター

(a) 建物概要 鉄筋コンクリート造2階建て

(b) 施設概要 休憩所、事務室（インフォメーション、体育館受付）

#### c 水仙の丘

(a) 施設概要 北側、西側及び東側エリア（各展望所を含む）

#### d こども広場

(a) 施設概要 複合遊具：5基

（ザウルスコンビネーション、インクルーシブコンビ、ザウルスクライマー、ボーンくぐり、やまびこの樹）

滑り台：1基

（ワイドスライダー）

その他：3基

（化石発掘体験砂場、スイング遊具×2基）

#### e 多目的広場

(a) 施設概要 クレイ舗装

#### f 屋外便所

(a) 建物概要 鉄筋コンクリート造平屋建て

#### g 駐車場

(a) 施設概要 駐車台数：大型バス5台、一般車両212台（令和5年4月29日から）

急速充電設備1箇所（令和5年4月1日から）

#### h エントランス広場

(a) 施設概要 平板舗装

#### i 芝生広場

(a) 施設概要 芝生張

### (イ) 軍艦島資料館

a 建物概要 鉄筋コンクリート造2階建て

b 施設概要 展示室、ホール、事務室（インフォメーション、受付）

(ウ) 野母崎文化センター

- a 建物概要 鉄筋コンクリート造 2階建て
- b 施設概要 多目的ホール、会議室、視聴覚室、事務室

(エ) 恐竜博物館

- a 建物概要 鉄筋コンクリート造一部 2階建て
- b 施設概要 常設展示室、企画展示室、事務室、ミュージアムショップ

(2) 指定管理の概要

- ア 指定期間 令和3年7月1日～令和9年3月31日
- イ 選定方法 公募
- ウ 指定管理料（令和4年度） 委託料 116,318千円  
(修繕に係る委託料2,328千円を含む。)

エ 利用料金制 あり

オ 指定管理者の業務の範囲

(ア) 事業の実施に関する業務

- a 恐竜広場、軍艦島資料館、野母崎文化センター及び恐竜博物館の利用に関する業務
- b 恐竜パークの運営、宣伝及び利用促進に関する業務
- c 軍艦島資料館の展示の企画及び運営業務
- d 野母崎文化センターにおける講座の開設、自主学習グループへの指導・助言に関する業務
- e 恐竜博物館の常設展示の運営業務、企画展示の企画及び運営業務
- f 恐竜博物館のワークショップ、教育養成プログラム及び講演会等の企画、運営業務
- g 恐竜博物館のミュージアムショップの運営に関する業務

(イ) 施設の運営に関する業務

- a 施設の受付、案内
- b 施設利用の許可（変更、取り消しを含む）
- c 施設利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収
- d 施設の利用に伴う備品の貸出し

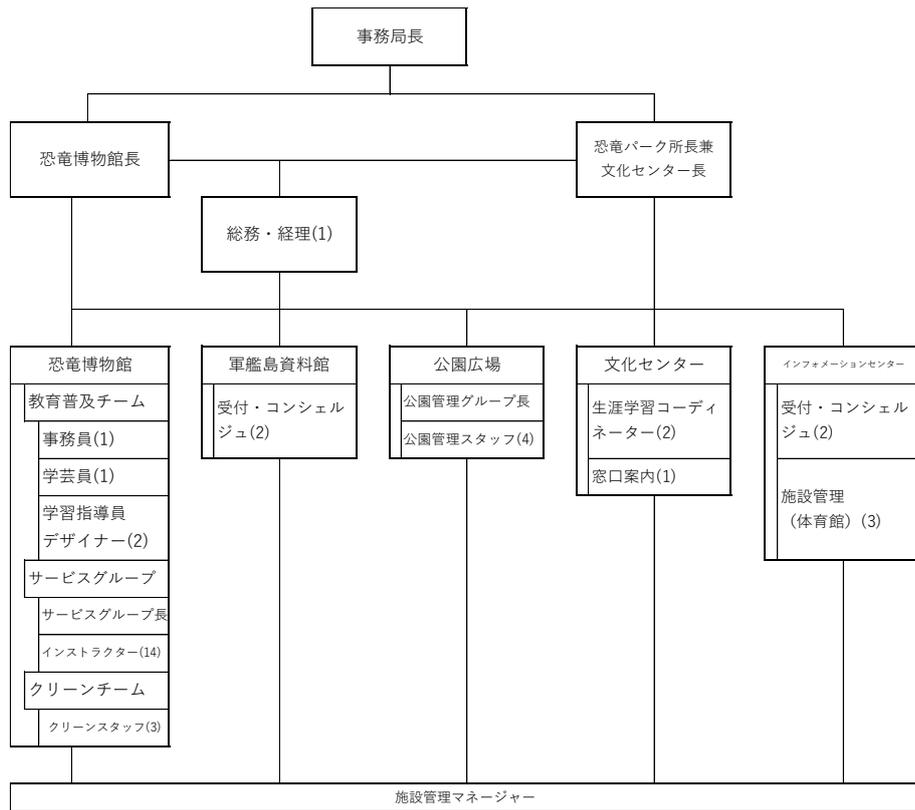
(ウ) 施設及び設備の維持管理に関する業務

- a 施設及び設備の保守点検
- b 施設及び敷地内の清掃
- c 施設等の修繕

- d 備品の管理
- e その他の維持管理
- (エ) その他の業務
  - a 事業計画書及び収支予算書の作成
  - b 事業報告書の作成
  - c 施設の環境マネジメントシステムの運用における必要な記録の報告
  - d 利用者等からの苦情への対応
  - e 職員研修
  - f 利用者増加に向けた広報・PR活動
  - g 緊急時の対応
- (オ) その他、市又は教育委員会が必要と認める業務

(3) 管理運営体制

(令和5年4月1日現在)



(4) 利用者数

利用者数の推移は、次表のとおりである。

なお、令和3年10月の利用者数は、各施設とも恐竜パークオープン後の10月29日から30日までの利用者数である。

ア 恐竜広場

(ア) 恐竜パーク体育館

(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
3年度 ①							185	1,262	1,076	1,320	228	1,137	5,208
4年度 ②	1,198	1,417	1,164	1,118	806	1,206	1,950	1,361	515	1,126	687	1,414	13,962
②-①	1,198	1,417	1,164	1,118	806	1,206	1,765	99	△561	△194	459	277	8,754

注 新型コロナウイルス感染症に係る休館期間等：令和4年1月23日～2月20日

(イ) 恐竜パーク庭球場

(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
3年度 ①							25	198	250	170	142	229	1,014
4年度 ②	239	376	133	418	212	166	306	326	39	0	0	—	2,215
②-①	239	376	133	418	212	166	281	128	△211	△170	△142	△229	1,201

注 令和5年2月末日廃止

(ウ) 水仙の丘・こども広場一帯

(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
3年度 ①							9,912	60,012	37,944	45,405	10,272	32,904	196,449
4年度 ②	24,708	36,564	25,905	30,015	40,755	23,286	29,637	24,051	15,867	28,887	14,157	21,534	315,366
②-①	24,708	36,564	25,905	30,015	40,755	23,286	19,725	△35,961	△22,077	△16,518	3,885	△11,370	118,917

イ 軍艦島資料館

(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
3年度 ①							483	3,476	3,451	3,399	654	2,820	14,283
4年度 ②	2,539	2,943	1,372	2,562	4,253	1,985	2,462	2,187	2,165	4,382	2,566	3,373	32,789
②-①	2,539	2,943	1,372	2,562	4,253	1,985	1,979	△1,289	△1,286	983	1,912	553	18,506

注 新型コロナウイルス感染症に係る休館期間等：令和4年1月23日～2月20日

ウ 野母崎文化センター

(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
3年度 ①							13	438	543	286	71	486	1,837
4年度 ②	101	209	522	542	1,328	774	1,571	963	155	317	230	327	7,039
②-①	101	209	522	542	1,328	774	1,558	525	△388	31	159	△159	5,202

注 新型コロナウイルス感染症に係る休館期間等：令和4年1月23日～2月20日

エ 恐竜博物館

(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
3年度 ①							5,977	33,699	23,428	18,303	3,249	18,186	102,842
4年度 ②	22,426	31,260	17,245	21,677	37,694	16,099	20,501	18,194	13,250	11,179	5,547	8,099	223,171
②-①	22,426	31,260	17,245	21,677	37,694	16,099	14,524	△15,505	△10,178	△7,124	2,298	△10,087	120,329

注 新型コロナウイルス感染症に係る休館期間等：令和4年1月23日～2月20日

瑕疵担保期間での修繕に係る休館期間：令和5年2月6日～2月13日

(5) 収支決算状況

収支決算については、次のとおりである。

ア 恐竜広場

収入は、38,322千円で主なものは、市からの運営費負担金34,961千円、施設の利用料金収入1,122千円である。

支出は、38,401千円で主なものは、人件費26,370千円及び需用費5,604千円である。

イ 軍艦島資料館

収入は、6,393千円で主なものは、市からの運営費負担金2,733千円及び施設の利用料金収入3,505千円である。

支出は、6,370千円で主なものは、人件費2,813千円、需用費2,194千円である。

ウ 野母崎文化センター

収入は、10,887千円で主なものは、市からの運営費負担金10,324千円である。

支出は、13,159千円で主なものは、人件費6,981千円、施設管理費3,031千円である。

エ 恐竜博物館（企画展示及びミュージアムショップを除く）

収入は、70,079千円で主なものは、市からの運営費負担金68,300千円である。

支出は、63,926千円で主なものは、人件費36,433千円及び需用費8,566千円である。

オ 恐竜博物館（企画展示）

収入は、93,397千円で主なものは、企画展示利用料金収入44,937千円及び常設展示利用料金収入充当44,448千円である。

支出は、86,811千円で主なものは、委託料46,977千円、役務費15,780千円及び使用料・賃借料11,514千円である。

カ 恐竜博物館（ミュージアムショップ）

収入は、63,697千円で主なものは、売上金63,687千円である。

支出は、57,488千円で主なものは、仕入原価40,058千円及び人件費13,026千円である。

キ 自主事業

収入は、10,873千円で主なものは、補助金収入6,795千円及び利用料収入2,127千円である。

支出は、9,761千円で主なものは、委託料6,611千円及び備品購入費2,200千円である。

### 3 監査の結果

公の施設の指定管理に係る出納その他の事務について、次のとおり改善を要する事項が認められた。

なお、軽微な事項については、口頭で指導したので記述を省略した。

#### (1) 長崎のもぎき恐竜パーク

##### ア 公印の押印について

[地域福祉課、観光政策課、生涯学習企画課、生涯学習施設課]

長崎市文書規程第30条において、同条第2項に掲げる文書（案内状等軽易な文書）以外は公印を押さなければならないと規定されているが、承認関係の通知について、市長及び教育長の公印が押されていない。

適正な事務処理を行われたい。

イ モニタリングチェックシートの確認について

[地域福祉課、観光政策課、生涯学習企画課、生涯学習施設課]

モニタリング資料のうち「指定管理者制度における従業員の雇用形態及び給与状況に係る調査表」について、その根拠資料を確認していなかった。

必要な書類を提出するよう指示するとともに、適正な事務処理を行われたい。

(2) 野母崎文化センター

ア 第三者への業務委託に係る承認について

[NOMONグループ、生涯学習企画課]

第三者への業務委託について、協定書第 22 条に規定する教育委員会の承認を得ていないもの及び承認を得たものの、再委託先を変更したことによる変更承認を得ないまま第三者へ委託していた業務があった。

NOMONグループは、業務の一部を委託する場合はあらかじめ教育委員会の承認を得るとともに、再委託先を変更する場合は、変更承認を得られたい。

また、生涯学習企画課においては、指定管理者に対し、必要な書類を提出するよう指示するとともに、適正な事務処理を行われたい。

イ モニタリングについて

[生涯学習企画課]

毎年度、指定管理者制度モニタリングチェックリストにより評価を行っているが、「外部委託先は適正か」について、教育委員会の承認を得ていない業務及び承認を得たものの、再委託先を変更したことによる変更承認を得ていない業務があるにもかかわらず、評価は「普通」となっている。

モニタリングについては、書類、聴取、現地確認等を確実にを行い、適切に評価を行われたい。

(3) 恐竜博物館

ア 第三者への業務委託に係る承認について

[NOMONグループ、生涯学習施設課]

第三者への業務委託について、協定書第 22 条に規定する教育委員会の承認を得ていないもの及び承認を得たものの、再委託先を変更したことによる変更承認を得ないまま第三者へ委託していた業務があった。

NOMONグループは、業務の一部を委託する場合はあらかじめ教育委員会の承認を得るとともに、再委託先を変更する場合は、変更承認を得られたい。

また、生涯学習施設課においては、指定管理者に対し、必要な書類を提出するよう指示するとともに、適正な事務処理を行われたい。

イ 指定管理委託料での備品の購入について

[NOMONグループ、生涯学習施設課]

協定書第 42 条において、指定管理者は委託料により備品等を購入することはできないと規定されているが、複数の備品を購入していた。

NOMONグループは、適切な事務処理を行われたい。

また、生涯学習施設課においては、適切に状況を把握されたい。

ウ 利用料金及び減免に係る承認について

[生涯学習施設課]

企画展示「長崎大恐竜展」における常設展示及び企画展示のセット券の利用料金及び常設展示の減免に係る承認申請について、指定管理者より承認申請が提出されたものの、承認手続きを行っていなかった。

適正な事務処理を行われたい。

エ 玄関の鳥害対策工事について

[生涯学習施設課]

施設の整備、改修は、教育委員会の責任分担として協定書別紙 5 に規定しているが、玄関の鳥害対策工事を、修繕工事として指定管理者に行わせていた。

適正な事務処理を行われたい。

オ モニタリングについて

[生涯学習施設課]

毎年度、指定管理者制度モニタリングチェックリストにより評価を行っているが、「外部委託先は適正か」について、教育委員会の承認を得ていない業務及び承認を得たものの、再委託先を変更したことによる変更承認を得ていない業務があるにもかかわらず、評価は「普通」となっている。

モニタリングについては、書類、聴取、現地確認等を確実にを行い、適切に評価を行われたい。

#### 4 監査委員の意見

監査結果については、前述のとおりだが監査委員として次のとおり意見を述べる。

(1) 指定管理委託料の用途について

[地域福祉課]

指定管理委託料の支出内容について、市に明確な基準がないため、不適切な支出とは言えないが、判断に苦慮する事案があった。

収支決算書を確認する際、収支予算書に記載が無い支出科目については、指定管理者にその用途を確認するなど適切なモニタリングに努められたい。

(2) 備品の帰属や利用者還元等について [生涯学習施設課]

企画展示の予算及び利用者還元で、備品を購入しているが、これら備品の帰属や利用者還元の用途については、市に明確な基準がなく、また、協定書等にも明確に示されていない。

また、指定管理期間満了時の利用料金余剰金及び利用者還元余剰金の取り扱いについても、市に明確な基準がなく、また、協定書等にも明確に示されていない。

指定管理者と早急に協議のうえ、その取り扱いを決定されたい。

(3) 指定管理者制度について [行政体制整備室]

今回の監査結果においても、依然として協定書及び仕様書に対する各所属の理解不足やモニタリングが実質的に機能していないとの印象を受ける事例があった。

また、日頃のモニタリングや指定管理者との意思疎通が不足していると思われる事例も見受けられた。

これらは、指定管理者制度に対する職員の理解度の低下や意識の希薄化に起因するものと考えられる。

指定管理者制度は、施設の管理権限を委任しているものであり、その責任は最終的に設置者である長崎市にあり、指定管理者の監視・監督を怠ると大きなリスクを見逃すことになりかねない。

そのような事態を回避し、施設の効果をさらに高めていくためには、設置者・指定管理者がともに指定管理者制度の目的を理解したうえで、日頃から意思疎通を図り、必要に応じて協議を重ねていくことが重要である。

特に、モニタリングについては、指定管理者が公の施設の設置目的を理解し、法令に基づく適正な管理運営体制のもとで、良好なサービスの提供を行っているかを監視・監督し、次年度以降の業務内容等に反映させるものであることから、公の施設の設置者としての責任をしっかりと認識して制度の運用に取り組む必要がある。

時代の変化やニーズを捉えながら、より具体的な解説を付記した協定書(記載例)やモニタリング手法の具体的な事例の作成など指定管理者制度に関するマニュアルの見直しを行うことで、本制度が適正かつ有効に機能するよう今後とも取り組まれたい。